

障害者が働きやすい職場づくり推進要綱

1 趣旨

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の実現が求められている。

県教育委員会が障害者雇用を進めていくにあたっては、この理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、一人一人の障害の種類や程度のほか、スキルの習得状況、本人の希望、意欲などを総合して考え、必要かつ合理的な配慮を行い、障害のある職員が働きやすい職場環境を整える必要がある。

このため、各所属において適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる所属

教育局課所館及び県立学校

3 所属長の責務

所属長は、障害のある職員が、その能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するために、必要な措置を講じるものとする。

また、障害のある職員から職場環境について相談等の申し出があった場合においては、迅速かつ適切に講じるものとする。

4 職員の責務

職員は、障害者に対する理解を深めるとともに、障害のある職員が働きやすい職場づくりに向けた取組に全面的に協力するものとする。

5 研修等の実施

教育長は、障害者に対する理解の促進や障害のある職員が働きやすい職場づくりを進めていくため、職員に対し、必要な研修等を実施するものとする。

6 心のバリアフリー推進員の設置

所属長は、職員の中から心のバリアフリー推進員（以下「推進員」という。）を1名指定する。推進員は、原則として、所属長に次ぐ職位（副課長、副館長、副校長、教頭、事務長等）にあるものとする。

推進員は、所属長の指示を受け、所属内の次の事項について取り組むものとする。

- ①障害者理解のための意識啓発等の研修
- ②障害者が働きやすい職場づくりの推進
- ③障害のある職員からの相談等の対応

7 施行日

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。